

環境方針

基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムによって、自然環境を破壊してきました。しかし、資源を使い果たすのではなく、現代の世代が将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていく社会（持続可能な社会）へと方向転換をしつつあります。

現在、かけがえのない地球環境を保全し、環境影響の低い持続可能な社会を構築しようとする市民の意識は強まり、今まさに、温室効果ガス排出量削減など環境保全活動が世界的な流れとして定着しつつあります。

当部会は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、環境負荷の低減、環境保全のため、外部に対する活動を継続し、当部会の会務、会館の運営等に当たっては、以下の行動指針にしたがって環境保全の活動に取り組みます。

行動指針

環境経営システムを構築・運用し、環境関連法規等を遵守するとともに、環境負荷の低減に取り組みます。以下の行動指針に基づき、環境目標及び活動計画を定め、定期的な見直しを行い継続性のある活動を展開します。

- 1 二酸化炭素の排出量の削減
節電を励行するとともに、各事務における効率的なエネルギー使用を推進します。
- 2 廃棄物の削減
分別を徹底してリサイクル率を向上します。
書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。
- 3 水使用料の削減
節水に努め、水使用量を削減します。
- 4 環境に配慮した商品等の購入
環境に配慮した商品・サービスの採用・グリーン購入に努めます。
- 5 事業活動に関連する環境関連法規や条例等を遵守します。
- 6 環境問題に関する提言・啓発活動に取り組みます。
- 7 この環境方針は、部会員及び従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い全部会員及び従業員の環境保全に向けた意識の向上に努めます。
- 8 この環境方針は、広く一般に公表します。

平成 26 年 10 月 1 日制定

福岡県弁護士会北九州部会

部会長

前田 憲 徳

